

## 軽度者に係る福祉用具貸与の取扱いについて

要支援1、要支援2及び要介護1の方（以下「軽度者」という。）に対しては、その状態像から見て使用が想定しにくい下表の福祉用具（以下「対象外種目」という。）については、原則として貸与できません。

### 【対象外種目】

車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品
床ずれ防止用具	体位変換器
認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト（つり具の部分を除く。）
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）（※）	

（※）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の方も原則として貸与できません。

ただし、厚生労働大臣が定める状態像（以下「状態像」という。）に該当する方については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目に限り、軽度者（自動排泄処理装置にあつては、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の方）であっても例外的に貸与することができます。その判断方法は、原則として、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定することとされています。【裏面参照】

なお、認定調査票の基本調査の結果にかかわらず、次のいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、対象外種目が特に必要であると判断されていることを、事前届出により市が確認した場合にも例外的にこれを貸与することができます。市への届出の際には、医師の医学的な所見の記録やサービス担当者会議の記録等が必要となります。

- （1）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁にその状態像に該当するかた（例．パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）
- （2）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちにその状態像に該当するに至ることが確実に見込まれるかた（例：がん末期の急速な状態悪化）
- （3）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断からその状態像に該当する判断できるかた（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

以上が軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについての原則となります。軽度者に対し、対象外種目の福祉用具を貸与する前には、要件を必ず確認するようお願いいたします。

対象外種目 (福祉用具の貸与)	状 態 像	基本調査の結果
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当するかた (1)日常的に歩行が困難なかつた (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるかた	基本調査 1-7 「3 できない」 —
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当するかた (1)日常的に起き上がりが困難なかつた (2)日常的に寝返りが困難なかつた	基本調査 1-4 「3 できない」 基本調査 1-3 「3 できない」
床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難なかつた	基本調査 1-3 「3 できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当するかた (1)意見の伝達、介護者へ反応、記憶・理解のいずれかに支障があるかた  (2)移動において全介助を必要としないかた	基本調査 3-1 「1 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2 できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1 ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当するかた (1)日常的に立ち上がりが困難なかつた (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とするかた (3)生活環境において段差の解消が必要と認められるかた	基本調査 1-8 「3 できない」 基本調査 2-1 「3 一部介助」又は 「4 全介助」 —
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当するかた (1)排便が全介助を必要とするかた (2)移乗が全介助を必要とするかた	基本調査 2-6 「4 全介助」 基本調査 2-1 「4 全介助」

詳しくは平成 12 年 3 月 1 日付け老企第 36 号 第 2 の 9 (2) 及び平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 11 (2) (両通知とも、平成 24 年 3 月 16 日付け老高発 0316 第 1 号・老振発 0316 第 1 号・老老発 0316 第 5 号により一部改正) をご参照ください。

